

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（経済産業省）

項 目 名		国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入、国庫補助金等の総収入金額不算入の拡充	
税 目		所得税（所得税法第 42 条第 1 項、同施行令第 89 条第 1 項第 2 号・第 3 号・第 4 号・第 5 号） 法人税（法人税法第 42 条第 1 項、同施行令第 79 条第 1 項第 2 号・第 3 号・第 4 号・第 5 号）	
要 望 の 内 容	法人税法の本則において措置されている国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入及び所得税法の本則において措置されている国庫補助金等の総収入額不算入について、福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号）第七条第一号（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務）に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金並びに国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十五条第三号及び第三号の二（業務の範囲）に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金並びに特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）第二十九条第一号（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務）に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金並びに国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十五条第十五号に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の供給確保事業助成金（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第三十一条第三項第一号（安定供給確保支援法人の指定及び業務）に規定する助成金をいう。）の適用対象に令和 9 年度等の新規補助事業の追加等を図る。		
	<令和 9 年度等新規補助事業> ・ 航空機装備品開発等支援事業（仮） ・ 航空先進技術の実用化・商業化支援プロジェクト（A-CREATE プロジェクト）（仮） ・ 次世代 eVTOL 機体研究開発事業（仮） 等		
		平年度の減収見込額	▲ 1,395 百万円
		（制度自体の減収額）	（－ 百万円）
		（改正増減収額）	（－ 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 民間企業等の研究開発及び技術開発等に対し助成を行うことにより、我が国の産業技術力を強化し、新市場の開拓を可能とする創造的技術革新を促進し、新規産業の創出を図り経済社会の持続的な発展を達成する。また、市場創出につながる社会的ニーズに対応する技術課題への重点的な取組を促進し、技術開発の成果を実用化することにより国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。 (2) 施策の必要性 国庫補助金等の交付を受けた者においては、課税所得の計算上、国庫補助金等の額が益金の額又は総収入金額に算入され、法人税又は所得税負担が生じることになる。その結果、国庫補助金等をもって実施する研究用機器の取得や試作品の製作等における資金に課税額分の不足が生じることとなり、研究開発等に支障をきたすことになる。 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、NEDO）を通じた補助事業（「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第15条第3号等に基づくNEDO補助事業等」）においては、令和9年度予算等においても補助事業の新規追加が見込まれ、こうした状況に対応するため。		
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	3. イノベーション政策の推進並びに産業標準の整備及び普及
		政策の達成目標	研究開発の促進及びこれらの技術の利用促進等の業務を行うことにより、産業技術の向上及びその企業化の一層の促進を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
	有効性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—

	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	・ 減収額（経済産業省試算） 令和 4 年度：165,034 百万円 令和 5 年度： 37,308 百万円 令和 6 年度： 94,000 百万円 令和 7 年度：289,364 百万円 令和 8 年度：244,013 百万円
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—

これまでの
要望経緯

平成 13 年度税制改正において、法人税法施行令及び所得税法施行令が改正され、NEDO の補助事業が本税制の対象となった。以降、各年度の税制改正において新規補助事業を対象に追加。各年度の事業については以下の通り。

平成 20 年度税制改正

- ・省エネルギー革新技术開発事業(平成 24 年度から戦略的省エネルギー技術革新プログラムに統合、令和 3 年度より脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラムに名称変更)

平成 22 年度税制改正

- ・新エネルギーベンチャー技術革新事業業(平成 29 年度からベンチャー企業等による新エネルギー技術革新支援事業に、令和元年度から新エネルギー等のシーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発事業に名称変更)

平成 24 年度税制改正

- ・戦略的省エネルギー技術革新プログラムなど(令和 3 年度より脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラムに名称変更)

平成 25 年度税制改正

- ・固体酸化物形燃料電池等実用化推進技術開発

平成 26 年度税制改正

- ・低炭素社会を実現する次世代パワーエレクトロニクスプロジェクト
- ・風力発電等導入支援事業

平成 27 年度税制改正

- ・未利用エネルギーを活用した水素サプライチェーン構築実証事業
- ・次世代燃料電池の実用化に向けた低コスト化・耐久性向上等のための研究開発事業
- ・研究開発型スタートアップ支援事業
- ・課題解決型福祉用具実用化開発支援事業
- ・ロボット活用型市場化適用技術開発プロジェクト
- ・未利用熱エネルギーの革新的活用技術研究開発
- ・地熱発電技術研究

平成 28 年度税制改正

- ・インフラ維持管理・更新等の社会課題対応システム開発プロジェクト
- ・国際研究開発／コファンド事業
- ・クリーンコール技術開発
- ・エネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業
- ・国際エネルギー消費効率化等技術・システム実証事業
- ・高温超電導実用化促進技術開発
- ・次世代火力発電等技術開発
- ・アジア省エネルギー型資源循環制度導入実証事業
- ・バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業
- ・植物等の生物を用いた高機能品生産技術の開発

平成 29 年度税制改正

- ・ロボット・ドローンが活躍する省エネルギー社会の実現プロジェクト
- ・ベンチャー企業等による新エネルギー技術革新支援事業

平成 30 年度税制改正

- ・ 海洋エネルギー発電実証等研究開発事業
- ・ 高性能・高信頼性太陽光発電の発電コスト低減技術開発
- ・ 超高圧水素インフラ本格普及技術研究開発事業
- ・ AI チップ開発加速のためのイノベーション推進事業
- ・ 環境調和型プロセス技術の開発
- ・ 宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業

令和元年度税制改正

- ・ 超先端材料高速開発基盤技術プロジェクト
- ・ 高効率・高速処理を可能とする AI チップ・次世代コンピューティングの技術開発
- ・ Connected Industries 推進のための協調領域データ共有・AI システム開発促進事業
- ・ 再生可能エネルギーの大量導入に向けた次世代電力ネットワーク安定化技術開発・再生可能エネルギー熱利用にかかるコスト低減技術開発
- ・ 省エネ化・低温室効果を達成できる次世代空調技術の最適化及び評価手法の開発
- ・ 未利用熱エネルギーの革新的活用技術研究開発
- ・ 地熱発電技術研究開発

令和 2 年度税制改正

- ・ 燃料電池等利用の飛躍的拡大に向けた共通課題解決型産学官連携研究開発事業
- ・ バイオジェット燃料生産技術開発事業
- ・ 太陽光発電主力電源化推進技術開発
- ・ 官民による若手研究者発掘支援事業（産業技術分野）
- ・ 官民による若手研究者発掘支援事業（エネルギー・環境分野）
- ・ 次世代複合材創製・成形技術開発
- ・ 炭素循環社会に貢献するセルロースナノファイバー関連技術開発
- ・ 革新的ロボット研究開発等基盤構築事業

令和 3 年度税制改正

- ・ 水素社会構築技術開発事業
- ・ 地熱発電導入拡大研究開発
- ・ 木質バイオマス燃料等の安定的・効率的な供給・利用システム構築支援事業
- ・ カーボンリサイクル実現を加速するバイオ由来製品生産技術の開発
- ・ 5G 等の活用による製造業のダイナミック・ケイパビリティ強化に向けた研究開発事業
- ・ 航空機エンジン向け材料開発・評価システム基盤整備事業
- ・ 自動走行ロボットを活用した新たな配送サービス実現に向けた技術開発事業
- ・ ポスト 5G 情報通信システム基盤強化研究開発事業
- ・ 炭素循環型セメント製造プロセス技術開発
- ・ 安全安心なドローン基盤技術開発
- ・ アルミニウム素材高度資源循環システム構築事業

令和 4 年度税制改正

- ・ 産業 DX のためのデジタルインフラ整備事業
- ・ IOT 社会実現に向けた次世代人工知能・センシング等中核技術開発
- ・ プラスチック有効利用行動化事業
- ・ グリーンイノベーション基金事業
- ・ 燃料アンモニア利用・生産技術開発
- ・ SBIR 推進プログラム
- ・ 次世代空モビリティの社会実装に向けた実現プロジェクト

	令和5年度税制改正 ・競争的な水素サプライチェーン構築に向けた技術開発事業 ・チップレット設計基盤構築に向けた技術開発事業 ・省エネ AI 半導体及びシステムに関する技術開発事業 ・次世代低 GWP 冷媒を使用した高効率中小型冷凍空調基盤技術の開発 ・宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業（超小型衛星の汎用バスの開発・実証支援） ・日本企業のグローバル化推進のための戦略的国際研究開発推進プログラム事業 ・量子・AI ハイブリッド技術のサイバー・フィジカル開発事業 ・サプライチェーン強靱化に資する革新的磁性材料開発事業 ・IoT 社会実現のための革新的センシング技術開発 ・特定半導体基金事業 ・次世代ファインセラミックス製造プロセスの基盤構築・応用開発 令和6年度税制改正 ・再生可能エネルギー熱の面的利用システム構築に向けた技術開発事業 ・ディープテック・スタートアップ支援事業 ・研究開発型スタートアップの起業・経営人材確保等支援事業 ・バイオものづくり革命推進事業 ・安定供給確保支援基金事業（機構法第十五条第一項第十五号業務の追加） 令和7年度税制改正 ・ウラノス・エコシステムの実現のためのデータ連携システム構築・実証事業 ・デジタル・ロボットシステム技術基盤構築事業 ・太陽光発電導入拡大等技術開発事業 ・水素利用拡大に向けた基盤強化のための研究開発事業 ・GX 分野のディープテック・スタートアップに対する実用化研究開発・量産化実証支援事業（機構法第十五条第一項第三号の二の追加） 令和8年度税制改正 ・地熱ポテンシャル高度利活用技術開発 ・水素社会モデル構築高度化技術開発・実証事業 ・ディープテック・スタートアップへの事業開発支援事業（機構法第十五条第一項第三号の二の追加） ・GX 分野のディープテック・スタートアップへの事業開発支援事業（機構法第十五条第一項第三号の二の追加） ・GX 分野の大企業等のスタートアップ連携・調達加速化事業 ・持続可能な航空燃料（SAF）等の安定的・効率的な生産技術開発事業
--	--